

2025(令和7)年度事業計画

1. 基本方針

(1) 2025年度は、東欧や中東地域等における地政学的な緊張状態の状況、欧米での政権交代等によって、世界の経済情勢に予測困難な影響がある可能性が予見されています。また、米国の関税強化の動きにより、我が国の経済社会や企業業績に与える影響も大きく変化する可能性があります。主要企業の多くにおいては、既にコロナ禍前を大幅に上回る業績を上げていますが、我が国企業が更に発展するための最重要課題として、構造的な問題である少子高齢化等による生産年齢人口の減少下における適切な人材の確保、AI等のデジタル技術の活用による生産性向上が不可避の状況にあります。

政府は引き続き、「三位一体の労働市場改革」を推進し、労働移動の円滑化、多様な人材の活躍促進等が具体的な施策として実行されますが、その中で、労働力需給調整機能を担う職業紹介事業の役割が、一層重要性を増すものと考えられます。この状況に対応して、人材協会員をはじめ職業紹介事業者は、労働市場の諸課題の解決のために、適格紹介の実現に向けた事業運営の強化を行っていく必要があります。

(2) 職業安定法に関しては、指針の一部改正が行われ、本年1月から、求職者へのいわゆるお祝い金も含めた金銭等の提供の禁止と就職後2年間の転職勧奨禁止について、職業紹介事業の許可・許可更新条件となりました。また4月からは、紹介手数料の実績の公開と違約金規約の明示が必要となる一方で、募集情報等提供事業者においても労働者への金銭等の提供が原則禁止となることや、違約金規約等の明示もルール化されました。人材協としては、求人者・求職者から見てサービスの内容が似通ったものとなっていたため、今回の改正による適正化が、近似した事業のイコールフットリングに向けた好ましいものと受け止めると共に、これらの一層の周知を図り、その動向を注視していく考えです。

職業紹介事業者に求められる諸ルールは、引き続き厳格化の傾向が見受けられますが、職業紹介事業が労働力需給調整機能としての一定の役割と存在意義を有することが、社会の中で広く認識される中で、より健全な発展を求められている証であることを念頭に置きつつ、必要に応じて規制改革・規制緩和の要請も行っていく所存です。

人材協では、厚生労働省から受託する「職業紹介優良事業者認定事業及び医療・介護・保育分野における適正事業者認定事業」については、人材協が定款に定める「目的」や「倫理綱領」の方向性と合致するものであり、引き続き人材協会員に対して認定の取得を推奨します。

(3) 職業紹介事業者は、職業安定法に規定される許可事業者として、引き続き適切な事業運営により、レベルの高いサービス提供を行うことが求められますが、職業紹介事業に近接するさまざまな雇用等仲介サービスが出現する中で、職業安定法等の規制を受けない諸サービスにおいては、求人者・求職者の不利益につながりかねない事象も発生しています。

職業紹介事業者の代表的存在である人材協会員は、職業安定法に基づく許可事業者として、事業運営を通じて適切に実績を積み重ねることで社会的に信用され、適正な事業運営により、更に求職者・求人者からの信頼を得ることが重要であることを十分に認識し、求人者・求職者へ

の職業紹介の事業価値の理解を浸透させていく活動が求められます。

(4) 人材協は、2023年度から2年間にわたり論議・検討を重ねてきた「未来プロジェクト」において、人材紹介ビジネスの未来像について論議検討し、今後の指針を取りまとめました。2025年度は、この指針に沿って、新たな事業展開を推進します。

基本方針は、これまで同様に、会員の皆様をはじめとする職業紹介事業者を取り巻く諸課題の解決を図るべく、事業基盤確立のためのベースとなる教育研修、情報提供、事業相談、会員交流機会の提供等の支援機能の強化が中心となりますが、職業紹介事業のサービス価値の向上に向けて、法令や社会的規範を遵守し、高い社会的評価を受ける事業者の育成に努め、更に人材協の取組が会員の皆様にご評価いただけるよう、努力いたします。

人材協は、職業安定法に厳格に定められた許可事業である職業紹介事業者の団体としての役割と責任を果たし、人材紹介業界に対する社会からの要請に応えることはもとより、会員の皆様の期待に応え、会員の皆様の繁栄に貢献し、会員の皆様と一体となって、更なる業界の発展に注力していきます。

2. 事業計画

「未来プロジェクト」の取りまとめを基に、理事会、常任委員会、各専門委員会等で、人材協としての今後の具体的な事業施策を検討の上、実施に向けて活動を開始します。

職業紹介に近接したさまざまな雇用等仲介サービスが乱立する状況下において、人材協は、厚生労働大臣の許可事業である職業紹介事業の社会的な価値の向上と、求人者・求職者からの評価の向上を基軸として、人材協会員を中心とする職業紹介事業者の更なる成長と業界の発展を目指し、会員交流、会員拡大、会員育成、会員のビジネスメリット向上施策等の諸活動を積極的に実行します。特に下記事項を重点項目として具体的な取組みを実施します。

- ①定款、倫理綱領の改定(2025年定時社員総会の議案として上程)
- ②「未来プロジェクト」の取りまとめを基に、常任委員会・各専門委員会等と連携して、人材協の諸事業の更なる展開、「未来プロジェクト」からの問題提起に基づく、2つの研究会組織である「デジタル技術研究会」と「雇用類似研究会」の論議・検討を実施
- ③会員拡大、会員交流活動の継続実施と相乗効果化、教育研修事業の拡充による会員と職業紹介事業者のレベルアップと社会的地位向上、人材協ホームページの会員限定ページの活用促進による会員への支援機能の強化
- ④社会の変化への対応、他の雇用仲介事業とのイコールフッティング、職業紹介事業者の生産性向上等の観点から、職業安定法および職業紹介事業等に関する諸ルールの改定についての行政への要請
- ⑤厚生労働省からの受託事業の推進と関係諸団体との連携

(1) 対外的活動

- ①厚生労働省(本省および各地の労働局)等関連する行政機関との定期会合等を通じた協力関係・連携の維持・発展、内閣府等の行政からの要請への対応、経済団体、労働政策研究・研修機構、労働・雇用問題に造詣の深い有識者等との情報交換・連携、行政等に対する人材

協の意向表明・要請

- ②人材協が会員となっている人材サービス産業協議会(略称:JHR)への参画活動、全国民営職業紹介事業協会(略称:民紹協)をはじめとする人材サービス関連の他業界団体、人材紹介ビジネスに影響のある諸団体等との情報交換・連携等を通じた人材協のプレゼンス向上
- ③医療・介護・保育関連団体等との関係維持・構築と、医療介護福祉保育職等の人材の円滑な確保を考える議員連盟との関係維持
- ④多様化する人権課題への適切な対応を行い、人権啓発関連の諸会合に継続的に参加

(2)協会内活動

- ①職業紹介事業の価値向上と会員の事業発展に資する課題実現と諸課題の解決のための諸施策・諸活動を継続実施
- ②理事会において、今後の労働市場政策、雇用等仲介事業等のあり方等について定例的に有識者から意見聴講
- ③「未来プロジェクト」を期間延長し、残された課題について論議・検討、同プロジェクトから派生した「デジタル技術研究会」と「雇用類似研究会」において論議・検討の実施、各々期末には方向性の取りまとめを行う計画
- ④常任委員会、各専門委員会、各協議会等において事業計画の企画・立案と、会員支援活動を実施
- ⑤各地区代表者の常任委員会・事業組織委員会への参画、地区代表者・会員と連携した新規会員増強活動を実施、ブロック会・地域活動の活性化、会員相互の情報交換・交流機会の拡充・活性化
- ⑥機能充実した人材協ホームページの更なる有効活用を推進すべく、特に会員限定ページの活用促進・会員支援機能を充実、ホームページによる社会等外部への情報公開・情報発信機能の向上
- ⑦会員および職業紹介事業者の業務品質向上に資する法務実務セミナー、職業紹介責任者講習をはじめとする各種教育研修・セミナー等を集合・オンラインの両開催方法で継続実施、従事者講習オンライン版と e-learning 版(スタンダードコース・ライトコース)の受講促進、人材協認定コンサルタント資格者の創出促進、既存講座の内容更新と新講座の企画・実施、個別会員への教育支援機能の強化
- ⑧相談事業の展開による、会員の事業相談等への適切な対応、相談事業とホームページ上に公開の会員限定・紹介実務 FAQ 集との連携により、会員の知識向上・レベルアップに貢献
- ⑨「人材協ニューズレター」、メールマガジン「JESRACLIP」、ホームページの「お知らせ」欄等による、迅速・適切な情報提供と広報活動を継続・実施
- ⑩人材協事務局の管理体制・セキュリティの維持・強化、事務局要員の適切な配置等による事務局機能の維持・継続、物価上昇・世間賃上げ相場等を踏まえた事務局員に対する適切な報酬の支給

(3)厚生労働省からの受託事業の遂行

前年度に引き続き、厚生労働省から「職業紹介優良事業者認定事業及び医療・介護・保育分

野における適正事業者認定事業」の事業運営を受託しました。両認定事業を人材協が事務局として運営し、法令等の遵守はもとより、求人者・求職者へのサービスレベルの高い事業者の認定を行い、優良・適正な認定事業者の拡大を図っていきます。

この両認定制度は人材協が定款に定める「目的」や「倫理綱領」の方向性と合致するものであり、引き続き、人材協会員に対して認定の取得を推進するべく、認定取得の要請を行って参ります。

3. 「未来プロジェクト」、専門委員会・協議会等の活動計画

「未来プロジェクト」における提言を踏まえて、各専門委員会、協議会等での企画・検討を踏まえ、下記の具体的な活動を行います。

(1) 「未来プロジェクト」と「デジタル技術研究会」「雇用類似研究会」

この度、2年間にわたる論議・検討の結果を取りまとめ、会員へ公表しました(人材協ホームページの会員限定ページをご参照ください)。本プロジェクトは、当初は2年間の予定でしたが、1年間延長し、残された課題等についての検討を行います。また、本プロジェクトから派生してスタートした下記の両研究会のフォローアップを行っていきます。

- ①デジタル技術研究会(略称:DT研):職業紹介事業者が活用する AI 等デジタル技術に関して、紹介事業のプロセスごとに活用方法を分析し、紹介業務の高度化・業務生産性の向上、職業紹介事業以外の雇用仲介事業との違いや接点等について研究・検討、会員への活用促進による支援機能の強化と更なる活用策の検討・実施
- ②雇用類似研究会(略称:雇類研):雇用類似の働き方をめぐるさまざまな問題点、最近の論調、関連する労働法制等の改正動向を把握し今後の方向性を探索、現行の職業安定法の枠組みを超えて、人材協会員が雇用類似業務の求人者・求職者のあっせんを行う場合の課題や留意事項の洗い出しを実施、人材協会員(職業紹介事業者)が、職業紹介事業に加えて、雇用類似のあっせん・仲介を行う場合の指針を報告書として取りまとめ

(2) 事業組織委員会

- ①各地区ブロックの世話役が中心となり、ブロック会の開催による会員相互の交流機会の提供の実施と、地区の会員拡大の相乗的な進展
 - ㊦東日本、北海道・東北、中部、関西、中四国、九州の各地区でのブロック会継続開催
 - ㊦各地区の入会候補事業者の具体的なリストアップを行い、各地区世話役と会員の協力により、会員拡充を推進
 - ㊦各地区活動の活性化促進、個別企画への支援
 - ㊦各地区ブロックと各地労働局との情報交換・協力関係の構築
- ②ビジネスモデルやバックグラウンド等を同じくする会員による交流・情報交換を行う会合を引き続き実施し、相互交流と会員拡大策へ展開
 - ㊦SK会:いわゆる資本系(人材ビジネス以外の事業が本業)グループの人材紹介会社の会
 - ㊦RB会:地域金融機関系列の人材紹介会社の情報交換会
 - ㊦九州プレーヤーズ倶楽部:九州ブロック所属会員の各社担当者クラスの会合

③「未来プロジェクト」からの提起による新たな会員交流機会の検討と実施

(3) 法制倫理委員会

- ①人権課題への継続的な取組みを実施
- ②安西法律事務所・木村恵子弁護士による「法務実務セミナー」を継続開催
- ③職業安定法と諸規則および職業紹介事業運営の現状を踏まえ、今後の法改正、諸課題の解決等に向けて、法制倫理委員会において「未来プロジェクト」の取りまとめ内容についても検討の上、人材協としての厚生労働省等の行政への意見表明と要望事項等について要請
- ④教育研修委員会、調査広報委員会等との連携による会員への法令等の周知促進

(4) 調査広報委員会

- ①機能強化した人材協ホームページ(特に会員限定ページに掲載の諸コンテンツ)の更なる活用促進に向けて、コンテンツと表示内容の改修と会員への周知活動の強化・活用方法の周知徹底
- ②「業況調査」「大手3社紹介実績公表」「人材協 QPI」を調査広報機能の柱とし、必要に応じて内容の変更を実施、会員回答状況の改善に向けた対応策を検討・実施
- ③「ニューズレター」「JESRACLIP」の配信等による適時・的確・迅速な情報提供の実施と、「JESRACLIP アーカイブ」の活用促進

(5) 教育研修委員会

- ①各種講習・研修について、会場開催とオンライン開催を併催し、会員等への利便性向上と受講者を拡大
 - ㊦職業紹介責任者講習: 人材協が実施する教育研修事業の中心として位置付け、オンライン形式と会場集合開催の双方を実施し、受講者の利便性拡充と受講者の拡大
 - ㊧アドバンスゼミ: 職業紹介責任者の実践力向上を目指し、4コースの内容を法改正も踏まえ常にブラッシュアップしつつ開催、引き続きオンライン形式と会場集合形式とで開催
 - ㊨オンライン労働法シリーズ: 労働法規関連の3講座をオンライン版で開催
 - ㊩職業紹介従事者講習: オンライン版の定例開催と、会員向けには e-learning 版(スタンダードコースとライトコース、各オプション付)を実施、特に学習効果の高いスタンダードコース(動画学習付)を推奨
 - ㊪アサーション講座: 昨年度好評を得ており継続開催予定
 - ㊫新講座: 教育研修委員会での検討を経て、事業運営に資する講座を開講
 - ㊬研修講師派遣: 会員等からの社内研修講師出講要請に応じ人材協の専任講師を派遣
- ②個別会員の状況に合わせて、自社開発研修に加えて人材協の各種講習・研修をアレンジし、事業発展する会員のモデルケースづくりと普及活動の実施
- ③人材協認定・人材紹介コンサルタント資格取得者の拡大を図り、資格者の継続学習によるレベルアップを実現(11月に試験実施予定)

(6)再就職支援協議会

- ①「指針(141号告示)」の2016年改正の趣旨を踏まえ、協議会として設定したガイドライン等の遵守と業界品質向上活動を継続実施
- ②幹事会メンバーを中心として業界の動向把握と会員相互の啓発活動・情報交換を推進

(7)医療・介護・保育系紹介協議会

- ①業界の品質向上に向けた協議会活動に賛同する参加事業者の拡充
- ②幹事会、実務者会による活動方針・計画の策定
- ③全体会、分科会等の開催を通じた情報交換・交流の促進
- ④協議会で定めたミッションに則った各会員の事業運営の推進
- ⑤利用関係団体(病院関連団体、看護協会、介護関係団体等)への理解促進のための広報活動の継続実施
- ⑥協議会メンバーの従事者のレベル向上のための e-learning 等の教育研修の継続実施と、求人者等への理解促進のためのツール作成・活用
- ⑦協議会メンバーへの「医療・介護・保育分野における適正事業者認定制度」の推奨と、未認定会員への認定取得要請の実施

(8)新卒紹介協議会

- ①幹事会、実務者会による活動方針・計画の策定
- ②全体会、交流会等の開催を通じた情報交換・交流の促進
- ③新卒紹介協議会のガイドラインに基づいた品質向上の取組、現場でのサービス提供事例や課題の共有、協議会各社への浸透
- ④学生、企業の構成団体、大学・関係団体等への新卒紹介サービスの理解促進活動を継続実施
- ⑤協議会メンバーへの「職業紹介優良事業者認定制度」の推奨と、未認定会員への認定取得要請の実施